

令和3年度千葉県地籍調査事業計画

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和4年9月28日付けで令和3年度千葉県地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公表する。

調査を行う者の 名称	調査地域	調査期間
千葉市	千葉市緑区誉田町二丁目及び三丁目の各一部の区域	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
木更津市	木更津市中央二丁目、中央三丁目、井尻、新宿、富士見一丁目、富士見二丁目及び中の島の全部の区域並びに中央一丁目及び牛袋の各一部の区域	令和3年4月1日から 令和5年3月31日まで
東金市	東金市北之幸谷、家徳、広瀬、不動堂飛地、堀上、幸田及び関下の各一部の区域	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
勝浦市	勝浦市勝浦、浜勝浦、出水、墨名、串浜、沢倉及び興津の各一部の区域	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
八千代市	八千代市大和田新田、高津及び八千代台の各一部の区域	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
君津市	君津市貞元、下湯江、中富、中野飛地及び人見の各一部の区域	令和3年4月1日から 令和5年3月31日まで
富津市	富津市西大和田の一部の区域	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
浦安市	浦安市今川一丁目、今川二丁目、今川三丁目、高洲一丁目、高洲三丁目及び海楽二丁目の各一部の区域	令和3年4月1日から 令和4年6月30日まで
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市坂戸市場の一部の区域	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
印西市	印西市鹿黒、和泉、大森、亀成及び発作の各一部の区域	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
南房総市	南房総市千倉町北朝夷の一部の区域	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
香取市	香取市九美上、下小野及び小見川の各一部の区域	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
山武市	山武市木原の一部の区域	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
大網白里市	大網白里市北今泉、南今泉及び四天木の各一部の区域	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
印旛郡栄町	印旛郡栄町西、三和、布太、中谷、北及び南の各一部の区域	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
山武郡芝山町	山武郡芝山町牧野及び岩山の各一部の区域	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
長生郡睦沢町	長生郡睦沢町佐貫、長楽寺、森及び上之郷の各一部の区域	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
長生郡長生村	長生郡長生村岩沼、本郷、宮成、金田、信友、北水口及び一松の各一部の区域	令和3年4月1日から 令和5年3月31日まで
長生郡白子町	長生郡白子町牛込及び浜宿の全部の区域	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
長生郡長柄町	長生郡長柄町小榎本、長富、立鳥、鶺谷、高山、大庭、針ヶ谷、金谷、田代及び刑部の全部の区域並びに榎本、大津倉及び六地蔵の各一部の区域	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
長生郡長南町	長生郡長南町笠森、深沢、芝原、須田、米満、岩川、今泉及び本台の全部の区域並びに蔵持、佐坪及び水沼の各一部の区域	令和3年4月1日から 令和5年3月31日まで
夷隅郡大多喜町	夷隅郡大多喜町石神及び堀之内の各一部の区域	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで